|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **不法侵入対策** | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| Riskmanagement Manual  園内への導入ポイント   1. 常日頃から保育園・こども園の責務は、   子どもの安全確保にあることを徹底する。  ・弱者である乳幼児を保育している場  　所であることを自覚し、絶対に不審  　者を入れないことを心がける。  (例)セールスマンあるいは園長の客だと  　勝手に判断した時点で不審者の侵入  　を許したことになる。  ②訓練の実施  ・いろんな場面を想定して実施すること。  ・警察官、消防署などのアドバイスや  　器具等を使う訓練も実施する。  ・１１０番や１１９番通報の訓練等  ③事故時の対応  ・保護者対応  ・マスコミ対応  ・記録  ・再発防止策  ④犯罪者の心理  ・光、音、目（外灯・パトライト・セ  　ンサライト・ブザー・警報機・防犯  　ステッカー等）に訴えると弱さを露  　呈し、不審者への抑止力となり効果  　的。  ⑤近隣住民への協力依頼  ・常日頃から近隣との人間関係構築に努める。  ・建物を要塞化するには限界があるの  　で地域に親しまれる保育園を目指し  　て協力を得ること。  ⑥警備会社と契約しておくのも有効。 | | | |
|  | | | |
| 事前準備    Preparation | 建物等の把握 | 情報報告 | 訓練等 |
| ・保育園・こども園の出入り口等を限定し、その弱点も把握しておきましょう。（ど  　うすれば克服できるか、職員は認識  　しておく。）  ・職員は常時、施錠の確認や非常口等  　の点検を怠らないようにしましょう。  　モニター等も合わせて利用すれば効  　果的です。  ・非常ベルを設置しましょう。（外部  　から認知できるもの）  ・外部との境のフェンスは、内から外、外から内が見渡せるものが望ましいでし  　ょう。  ・職員室は、入り口に近い方が良いで  　す。（チェックしやすい）  ・登降時以外の施錠の状況等保護者に  　周知をしておきましょう。 | ・入所児童の人間関係を把握し、職  　員間で情報を共有しましょう。  ・保護者に送迎時間の徹底を図ると  　ともに送迎者が変わるときは、事  　前に連絡するよう周知しましょう。  ・常に地域を初め、警察や関係機関  　との連携をとっておくことが必要  　です。  ・京都府が発信している「防犯  情報メール」等で情報を得ること  も必要です。(携帯電話で可能)  　＊登録方法は、  [anzen@k-anshin.pref.kyoto,jp](mailto:anzen@k-anshin.pref.kyoto,jp)  に空メールを送信します。  その後京都府から登録案内の  メールが届きますので、その  案内に沿ってください。 | ・不審者の侵入路、時間帯などあらゆ  　る場面を想定して、訓練をしておき  ましょう。  ・必ず役割を決めて訓練をしましょう。  ・常日頃から、職員会議などで危機管  　理意識の徹底を図り「何が一番大切  　なのか」を共通認識することが大切  　 です。  ・サスマタ、ネットランチャーなど器  　 具を使った訓練もしておきましょう。  　 （警察署に依頼する）  ・不審者が侵入してきたときの合図の  　方法や警察署への通報のタイミング  　 を決めておきましょう。  ・訓練時は非常ベルや火災報知機を実  　際に鳴らしましょう。音に慣れてい  た方が落ち着いて行動できます。 |
|  |  |  |  |
| 緊急対応時  Emargency | 初期対応 | 事件勃発 | 対抗処置 |
| ・不審者認知時は、速やかに１１０番  　通報します。事件性がなくても通報  してかまいません。  ・初対面の人には、行動をつぶさに見  　ながら慎重に要件を聞きましょう。  ・怪しいと思ったら、他の職員に不審  　者が侵入したことを何らかの方法で  　 すばやく知らせます。 | ・不審者の侵入が食い止められなか  　った場合は、子どもの避難を最優  　先にします。職員全員に事件の発  　生が伝わるように手段を講じると  　ともに、警察への通報、火災報知  　機等で外部・地域に知らせます。  　（隣近所からの通報が有効） | ・警察が来るまでは子どもの安全確保  　に努めます。  ・訓練で培ったことを、職員の団結と  チームプレーで実践します。  ・あらゆる手（サスマタ・ネットラン  　チャー・ 消火器・イス等投げられる  　物）を使って、子どもを守りきるこ  　 とにつきます。 |
|  |  |  |  |
| 事後対応  Strategy | 直後の対応 | 保護者への謝罪と説明責任 | 再発防止 |
| ・ケガ等、体に重大な損傷を負ってい  　るときは、救急車の手配と同時に保  　護者に緊急連絡を取ります。（状況  　に応じて病院に連れて行く）  ・関係機関には、できるだけ速やかに  　事故の概要を報告します。  ・マスコミの対応については、記者  会見等々すぐには必要ではないの  で落ち着いてからで大丈夫です。  ただし問い合わせ窓口は園長など  の管理者に限定し他の職員は答え  ないことにします。 | ・すべての保護者に対して、事件の概  　要や顛末について、職員の行動等も  　含め詳細に説明します。  ・状況判断する中で、まず子どもを守  　れなかったことについて、誠意を持  　って謝罪しましょう。  ・警察への事情聴取や実況見分等への  　対応は、事前に協議して職員間で差  　異のないよう、意思統一するととも  　に園長以下最少人数で対応しましょ  　う。 | ・事件の顛末や概要は、時間経過も含  　め事実のみを正確に記録しておきま  　しょう。  ・事故の原因追究と再発防止策につい  　て、職員全員で協議し策定します。  ・保護者や京都市をはじめとする関係  　機関に報告するとともに地域、学校、  　警察等とも連携を強化し、再発防止  　に努めましょう。  ・未遂であっても、不審者と断定でき  　ない場合も、園の周りで知らない人  　を見たら挨拶し行動を観察しそれを  　記録しましょう。 |
|  |  |  |  |
| 保育園・こども園及びその職員は、園児の安全確保と  命を守ることが最大の責務である！ | | | |
|  | | | |

5-1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5-2